国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に伴う弁護士の紹介に関する規則（規則第百五十九号）中一部改正

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に伴う弁護士の紹介に関する規則（規則第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由があるときは、三名に満たない登録会員を紹介し、又は登録会員を紹介しないことができる。

附　則

第六条第一項の改正規定は、平成三十年六月十四日から施行する。